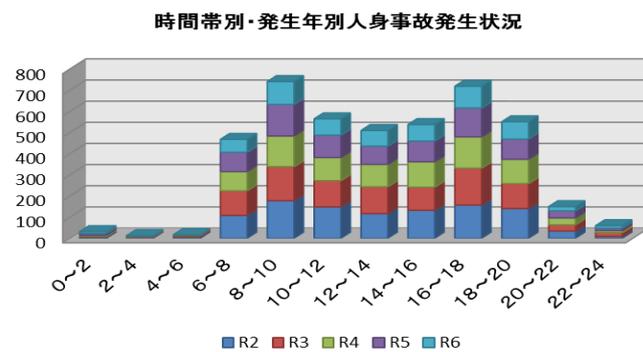
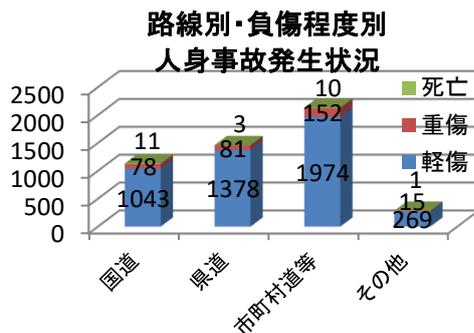


速度等取締り指針

山形警察署の速度等取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道112号	6:00 ~ 19:00	江俣～中山	40～60km/h
国道286号	7:00 ~ 18:00	松山～滑川	50km/h
主要地方道 山形上山線	7:00 ~ 19:00	みはらしの丘～ あかねヶ丘	50～60km/h

山形警察署の交通事故実態(過去5年)



<交通事故発生状況>

- 管内の5年間の人身事故は4419件、出退勤時間の午前6時～午前10時、午後4時～午後6時に多く発生している。
- 国道112号は規制速度が40～60km/hと変化し、信号機が少ないため速度が出やすく、国道上の事故の約3割がこの路線であり、令和3年5月に車同士による正面衝突、令和4年12月と令和6年10月には車と横断歩行者の衝突による死亡事故が発生している。
- 国道286号は山形自動車道と直結する路線であり、高速度で市内に流入してくる車両や県外からの通行車両等が多く、令和2年には車と横断歩行者の死亡事故が発生するなど重大事故が発生しており、過去5年間で計99件の人身事故が発生している。
- 主要地方道山形上山線（西バイパス）は見通しが良い片側2車線道路であり、他の主要地方道に比べ車両速度が出やすく、令和3年には交差点において右折車と直進車が衝突する死亡事故、令和5年には横断歩行者と車が衝突する死亡事故が発生しており、過去5年間で計83件の人身事故が発生している。

<令和6年中の人身事故・死亡事故状況>

- 軽傷事故件数及び重傷事故件数はともに減少した。
- 死亡事故は、
乗用車、自転車の単独事故が2件
乗用車とバイクとの非接触の衝突事故が1件
乗用車と歩行者との衝突事故が2件
の計5件であり、昨年と同じ発生件数であった。

	軽傷	重傷	死亡
令和5年	887	65	5
令和6年	655	53	5
前年比	-232	-12	0

<当面の交通違反取締りの方針>

- 幹線道路においては、重点路線以外でも最高速度違反の取締りを強化する。
- 通学路、生活道路においても、可搬式オービスの運用を含めた速度取締りを行う。
- 飲酒運転、無免許運転等の悪質性・危険性の高い交通違反は時期を問わず、多角的に取り締まる。
- 信号無視、一時不停止、横断歩行者妨害等の危険性・迷惑性の高い交通違反取締りを推進する。